

県民会議だより

ぼうつui

暴 追

No. **89**

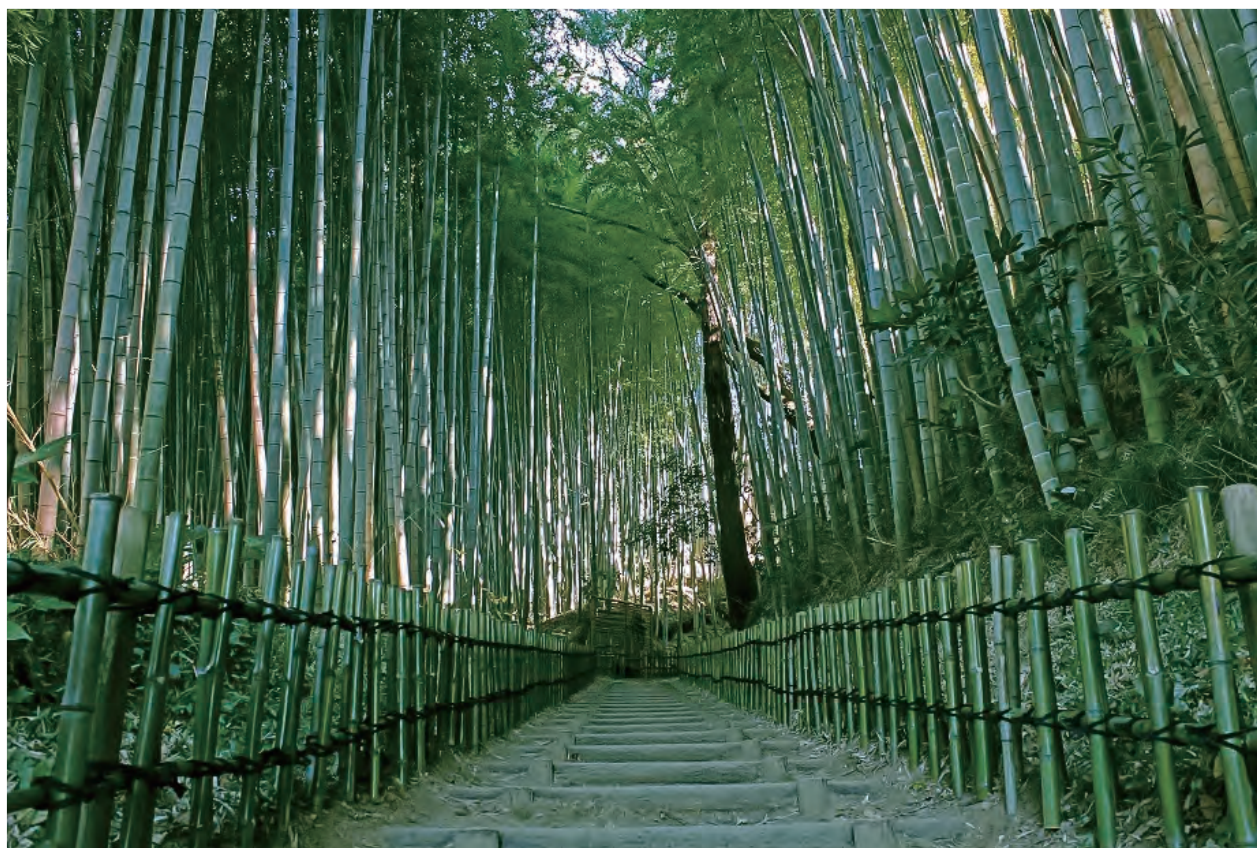
7.1.2024

暴力団三ない運動
恐 れ ない
金を出さない
利用しない

プラス ワン

+1

交 際 し ない



「ひよどり坂」 写真提供：千葉県佐倉市



千葉県警察創立 150 年記念ロゴ



公 益 財団法人 千葉県暴力団追放県民会議

(千葉県公安委員会指定) 千葉県暴力団追放運動推進センター
〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番7号 千葉県酒造会館内
メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

ツイニゴヨー ヤクザ セロ

TEL **043-254-8930**

オーヤクザゴヨー

フリーダイヤル **0120-089354**

ご

あ

い

さ

つ



千葉県警察本部刑事部

組織犯罪対策本部長

種田 和宏

暑中お見舞い申し上げます。

皆様には、平素から暴力団排除活動をはじめ、警察業務各般にわたり御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。誌面をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

また、千葉県暴力団追放県民会議におかれましては、設立35周年を迎えたところであり、共に暴力団追放運動を展開してこられた皆様の永年にわたる御努力に、改めて敬意と謝意を表します。

さて、暴力団情勢に目を向けますと、暴力団勢力は減少の一途をたどっています。

昨年末現在、全国の勢力は約2万400人、県内は約990人と、いずれも統計開始以来の最少人数を更新したところであり、皆様の活動の一つ一つが着実に暴力団の弱体化につながっていることを実感しております。

しかしながら、山口組の分裂に伴う対立抗争は収束を見ておらず、全国各地で銃器等を使用した殺人等の凶悪事件を発生させるなど、今なお予断を許さない情勢が続いています。

他方で、暴力団は、資金獲得活動を年々複雑化、巧妙化させているほか、警察からの取締りを逃れるため、新たな治安課題となっている匿名・流動型犯罪グループの後ろ盾となり、特殊詐欺や強盗といった犯罪で得た収益を上納させて資金の獲得を図っている実態がみられるなど、県民生活に大きな不安と脅威を与えております。

こうした情勢の中、社会の一人一人が暴力団との対立姿勢を堅持し、団結して活動を展開していくことが、あらゆる犯罪グループの背後に介在する暴力団の根絶を達成するための要諦であり、設立以来、その中核を担ってこられた千葉県暴力団追放県民会議の意義と皆様の活動は、より一層増していくものと考えております。

千葉県警察は、本年、創設から150年を迎えます。これを節目に、職員一同、手綱を締め直し、県民の皆様が真に安全と安心を実感できる暮らしを実現するため、暴力団の取締りと排除活動に全力を尽くしていく所存であります。加えまして、関係機関・団体との連携を図りながら、皆様の活動を支援して参りますので、変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様の御健勝と今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、巻頭の挨拶とさせていただきます。



県民会議35年の歩み

昭和63年 11月	千葉市内において千葉県暴力団追放連絡会（仮称）設立総会開催
平成元年 6月	財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「県民会議」）設立
7月	「県民会議設立大会」開催（千葉市内）県内各企業、団体や警察関係者ら約 2, 000 人参加
4年 4月	千葉県公安委員会から暴力団対策法に基づく千葉県暴力追放運動推進センターの指定
5年 6月	暴力団社会復帰対策協議会設立（事務局 県民会議）
6年 10月	県民会議設立 5 周年記念大会開催
10年 10月	千葉県警察、千葉県弁護士会、県民会議による「民事介入暴力事案等に対する連携に関する協定」締結 略称「民暴 110 番」発足（全国初）
11年 10月	「暴力団追放千葉県民大会」（県民会議設立 10 周年記念）開催
13年 2月	組事務所明け渡し（競売） 民暴委員の弁護士が中心となり、警察、県民会議が協定事案として連携し、競売物件である千葉市内の暴力団事務所を落札（県予算）し、同事務所を撤去
21年 10月	「県民会議設立 20 周年記念大会」開催
22年 11月	千葉県知事による「公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議」認定
23年 9月	千葉県暴力団排除条例施行
25年 1月	1 月までに千葉県内全自治体において暴力団排除条例が施行
26年 2月	暴力団対策法に基づく適格都道府県センター（国家公安委員会）認定
6月	民暴弁護士会協賛・第 80 回民事介入暴力対策千葉大会・「県民会議設立 25 周年記念大会」共催
30年 8月	暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定（関係府県による広域連携協定）締結
31年 4月	不当要求防止責任者講習受講者が 50, 000 人到達
令和元年 5月	県民会議シンボルマークを制定
10月	「県民会議設立 30 周年記念大会」開催
3年 4月	松戸市内におけるけん銃発射事件に関し、民暴 110 番事案として組長訴訟提起
4年 10月	暴力団追放県民の集い「暴力団対策法施行 30 周年記念」開催



財団法人千葉県追放県民会議設立



暴力団社会復帰対策協議会設立



民暴弁護士会協賛・第 80 回民事介入暴力対策千葉大会・県民会議設立 25 周年記念



不当要求責任者講習受講者が 50,000 人に到達



弁護士による記者会見

35年間の主な業務実績

- 1 広報啓発活動
毎年新規暴排ポスター作成、広報紙「ほうつい」年2回発行 各種イベントへの参加
- 2 法人・団体への支援活動
地域3回、職域22回、その他の協議会等への出席、広報資料の配付 (R5.4.1～R6.3.31)
- 3 相談事業
受理件数累計 22,467件 (R5.4.1～R5.12末)
- 4 民暴110番協定事案
64件全て解決 (R6.3末)
- 5 少年を守る活動
少年指導委員約600名に対し、県内12箇所で開催研修会を実施
- 6 暴力団離脱者の社会復帰支援活動
就労支援23件、離脱者雇用給付金8件、40万円支給 (R6.3末)
- 7 不当要求防止責任者講習
1,223回、受講者延人数約58,000名 (R6.3末現在)
- 8 被害者支援
被害者救護措置(貸付)13件、1,576万円、見舞金支給164件、399万円 (R6.3末現在)

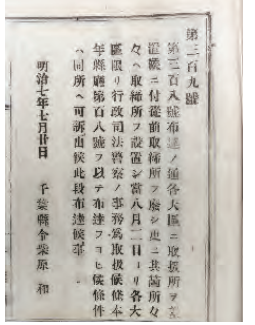
公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の組織図



暴力団情勢の推移(千葉県内)

年号	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5
暴力団員	2,300人	2,800人	2,600人	2,870人	2,900人	2,100人	1,070人	990人

※暴力団員の数は、暴力団構成員及び準構成員の合計概数である。

明治 7年 8月	千葉縣令（県知事にあたる役職）による行政司法警察事務取扱所の設置（右写真）	
大正11年 9月	大正期に入ると犯罪が増加し、保安課の一分掌で機能を果たすことが出来ず県警察部内に刑事課を設置	
昭和20年代	終戦直後の混乱に乗じて賭博、的屋に加え、台頭してきた青少年不良団（ぐれん隊）等の新興暴力団が横行し、暴力団犯罪に対する取締りは国の重要な治安対策の一つとして第一次暴力団取締りをはじめ早い時期から実施	千葉県文書館協力
22年 11月	全国に先駆け国家地方・自治体警察設立	
12月	旧警察法制定。国家地方警察と自治体警察の二本立て	
24年 12月	捜査課が、捜査第一課と捜査第二課に分課され、捜査第二課の事務分掌に「暴力団の犯罪に関する事項」が加えられた。	
26年 10月	旧警察法改正 自治体警察廃止	
29年 7月	新警察法施行。3 部、10 課、1 校、31 署からなる「千葉県警察」が発足	
7月	千葉県基本条例制定	
30年代	暴力団の増加傾向が顕著となり、34 年には 10 万人を突破、38 年には 18 万人の勢力となる。	
36年 2月	「暴力団犯罪防止対策要綱」閣議決定	
40年代	山口組、稲川会等の指定広域暴力団の壊滅を目指したいわゆる第二次頂上作戦が全国で展開	
48年 1月	暴力団取締りの強化徹底について（警察庁長官通達）	
50年代	暴力団の広域化、系列化が進み、縄張り等をめぐり対立抗争が頻発 第一次集中取締り、広域連携集中取締り等が展開された。	
52年 3月	刑事部内に暴力団犯罪の捜査を所管する捜査第四課を新設	
54年 11月	歓楽街対策として、千葉市栄町地区浄化対策委員会設置	
62年 10月	千葉県議会において「暴力団追放に関する決議」	
平成 3年末	暴力団情勢 全国 91,000 人 千葉県 2,800 人（数は概算である。）	
4年	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）施行	
12月	双愛会（市原市所在）を指定暴力団として指定（千葉県公安委員会） 以降、3 年ごとに指定	
6年 4月	刑事部内に暴力団対策課を新設	
10年 4月	千葉県警察本部長を長とする組織犯罪対策室発足	
14年 4月	刑事部内の捜査第四課・暴力団対策課を捜査第四課に改める。	
17年 4月	刑事部内に組織犯罪対策課、薬物銃器対策課、捜査第四課、国際捜査課からなる組織犯罪対策本部を設置（右写真）	
19年 6月	犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ（企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について）が発出される。	
23年 9月	千葉県暴力団排除条例施行	
24年 10月	これまで5 次にわたる暴力団対策法の改正（特定危険指定暴力団の指定等）	
令和 5年 4月	捜査第四課内の暴力団対策室を組織犯罪対策課へ移管、捜査第四課内に特殊詐欺対策室を設置	
12月	暴力団情勢 全国 20, 400 人 千葉県 990 人（数は概算である。）	
6年 4月	特殊詐欺連合捜査班発足（千葉をはじめ7 都府県警察）	

暴力団は、組織の維持・拡大のために、覚醒剤の密売や賭博といった伝統的な資金獲得活動の他、社会情勢の変化を巧みに利用しながら、あらゆる犯罪に手を染めています。

一方で、近年は、SNS等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺や強盗等を広域的に敢行する集団が多くみられ、準暴力団を含むこのようなグループを警察では「匿名・流動型犯罪グループ」（以下「匿流」という。）と位置づけ、実態解明と取締りを推進し、対策を強化しています。

匿流は、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法な風俗店、性風俗店、違法カジノ、違法スカウト、ぼったくり、悪質リフォーム等に関わり、その収益を有力な資金源としている実態がうかがわれます。

暴力団は、この匿流の後ろ盾となっており、依然として社会の脅威であることから、暴力団壊滅に向け、社会全体でより一層暴力団排除活動を推進していきましょう。

今回は、令和5年度下半期に取り扱った事件の一部を紹介します。

○ 労派法違反事件で稲川会系傘下組織組長ら2名を逮捕

稲川会系傘下組織組長らは、令和4年11月、18回にわたり、建設会社に対して、自らが雇用した労働者1人を土木作業員として派遣し、11箇所の工事等において、足場設置工事等の建設業務に従事させ、労働者派遣禁止業務について労働者派遣を行ったもの。

○ 詐欺事件で住吉会系組員を逮捕

住吉会系組員は、千葉県感染症拡大防止対策協力金をだまし取ろうと考え、令和3年10月、同協力金申請用ホームページから、住吉会系組員が暴力団員ではなく、支給要件を満たす旨のうその申請をし、担当者らを、同申請が支給要件を満たす正当なものと誤信させ、現金72万円をだまし取ったもの。

○ 賭博事件で稲川会系組員を逮捕

稲川会系組員は、令和5年8月、千葉市中央区に所在するゲーム機賭博店において、従業員らを相手方として、現金購入したポイントを賭け、インターネットに接続できるパーソナルコンピュータを使用し、通称インターネットカジノと称するゲームにより勝敗を争う方法で賭博をしたもの。

○ 証人威迫事件で稲川会系傘下組織幹部を逮捕

稲川会系傘下組織幹部は、令和5年8月、木更津市に所在する飲食店内において、従業員である被害者に対し、「この前のけんかは仲間内のものでもう話は付いている。」「今後、警察が来ても防犯カメラは見せないでくれ。」などと言い、更に現金を差し出しながら、「この前の迷惑料だ。」などと言って、被害者に不安をあおり困惑させて、他人の刑事事件捜査や審判に必要な知識を持った者に対し、その事件に関して、正当な理由がないのに強談威迫の行為をしたもの。

お問い合わせ先

暴力団に関するご相談は、最寄りの警察署刑事（二）課又は
千葉県警察本部まで
県警本部電話 043-201-0110（代表）

■千葉県暴力団追放県民会議ゼネコン連絡協議会総会 (令和6年2月9日)



■定時理事会

(令和6年3月11日)



■千葉県証券警察連絡協議会総会

(令和6年4月22日)



■千葉県企業防衛協議会総会

(令和6年5月8日)



■舞浜リゾート暴力団排除連絡会総会

(令和6年5月10日)



■定時理事会

(令和6年5月21日)



■千葉県生保警察連絡協議会

(令和6年5月22日)



■佐倉市暴力団排除対策協議会総会

(令和6年5月28日)



■千葉県遊技業協同組合総会

(令和6年6月7日)



■定時評議員会

(令和6年6月10日)



事務局からのお知らせ 着任あいさつ

会計課長 大橋 真吾

このたび、公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の会計課長として着任いたしました。当県民会議の一員として最善を尽くす所存です。皆様のご支援、ご協力をお願いします。



千葉県暴力追放運動推進センターへの名称変更

平成元年6月1日に、「財団法人千葉県暴力団追放県民会議」として設立されてから35周年を迎えるにあたり、これまで県民会議の名称で、県民主体の暴力団追放運動を邁進してまいりましたが、最近の暴力団情勢は年々減少しているものの、以前として対立抗争の激化が続いており、引き続き警戒を要します。

一方で近年では「匿名・流動型犯罪グループ」が特殊詐欺や強盗事件を敢行し、その背景には暴力団の関与が認められることから、暴力団や新たな犯罪集団による資金獲得活動に留意し、暴力団の弱体、壊滅に向けて取り組むため、新たな犯罪集団にも対応出来るように定款を改正し、併せて令和7年4月1日付けで「千葉県暴力追放運動推進センター」へ名称を変更します。

所在地、電話番号、フリーダイヤル、メールアドレスは変更ありませんので、今後とも略称「千葉県暴追センター」としてよろしくお願いします。

暴力団追放千葉県民大会開催のご案内

下記の大会を開催します。別途、地域・職域の皆様へご案内し、あらかじめ整理券をお配りしますのでご出席していただけるようよろしくお願い申し上げます。

暴力団追放千葉県民大会 ～千葉県暴力団追放県民会議設立35周年～

日時 2024. 10. 29 (火) 午後1時30分～

場所 千葉県教育会館 新館 大ホール 千葉市中央区中央4丁目13番10号

賛助会員募集



県民会議では、企業、団体、個人などの県民総ぐるみによる暴力団追放運動を広範囲に展開していくため、ご賛同、ご支援をいただける事業所、個人等の方々に「賛助会員」として募集しています。R6. 3. 31現在26団体276企業4個人にご加入していただき、暴力団追放の旗印のもとに活動を進めています。

- 入会手続／ホームページから入会申込書等をダウンロードして入会手続をすることが出来ます。また、県民会議事務局(043-254-8930)までご連絡くだされば入会申込書をお送りします。
- 賛助金／県民会議は、公益財団法人ですので、賛助金は税法上の優遇措置を受けることができます。賛助会員の皆様には、会員章(縦45cm・横15cm)の交付、機関紙、暴追資料・ポスター等の配付を行います。



シンボルマークの意味

背景にある「B」の図柄は、「暴力団追放県民会議」の「B」を手前にある拳の図柄は、「県警、行政、弁護士会、地域、職域の団結」と「暴排に対する気持ちの強さ」を表し「CHIBA」の文字は、「千葉県民総ぐるみの取り組み」を示したものであります。色彩については、千葉県を連想させる「海の青」を基本としました。



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議(千葉県暴力追放運動推進センター)

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内

TEL : 043-254-8930 FAX : 043-227-7869

ホームページ <https://boutsui-chiba.jp> ツイニゴヨーヤクザゼロ 検索 メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp